# 北海道農村地域産業導入基本計画(変更素案)の概要

#### 1 農村産業法の概要

## (1) 農村産業法の目的

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法)」は、昭和46年に、①農村地域への産業の導入の促進、②農業従事者の就業の促進、③農業構造改善の促進を図り、農業と産業との均衡ある発展に資することを目的に制定。

※平成29年の法改正までは、「農村地域への工業等の導入の促進等に関する法律(農工法)」

## (2) 計画体系と主な支援措置

# 農村産業法における計画の体系 農村産業法 国が基本方針を策定 基本計画 <基本方針:基本計画策定の指針> 策定には 主務大臣 の同意が 都道府県が基本計画を策定 必要 <基本計画:実施計画策定の大綱> 実施計画 策定には 知事の同 市町村が実施計画を策定、 <実施計画:具体的な推進計画> 意が必要 ※ 道内は53市町村が実施計画を策定

#### 計画達成のための主な支援措置

- 税制上の措置
  - 個人が産業導入地区に供する ものとして農用地等を譲渡した 場合に所得税を軽減
- <u>金融上の措置</u> 設備投資を行う事業者に対 し、日本政策金融公庫が必要と なる資金を融資
- う 予算上の措置
  - 農山漁村振興交付金により、 農泊の推進など地域資源を活用 した施設整備等を支援

#### 2 農村産業法の改正

#### (1) 法改正の内容

複数県による「地方分権改革に関する提案」を契機として、<u>令和4年5月20日に</u> 「第12次地方分権一括法」が制定され、農村産業法が改正。

◎ 法改正の内容:基本計画の記載事項から「導入すべき産業の業種」を削除<法第4条第2項の改正>

# (2) 法改正による「導入すべき産業の業種」の扱い

法改正前の扱い	法改正後の扱い
<ul><li>○ 都道府県の基本計画に「導入すべき産業の業種」を記載。</li><li>○ 市町村が基本計画に記載のない業種を実施計画に定める場合は、都道府県の基本計画の変更(業種追加)が必要。</li></ul>	○ 都道府県の基本計画から「導入すべき産業の業種」の記載がなくなる。 ○ 市町村が、地域のニーズに応じた業種を含んだ実施計画を、早期に策定することが可能となる。

#### (3) 国の基本方針の変更内容

国は農村産業法の改正にあわせ、「農村地域への産業導入に関する基本方針」を変更

#### ◎ 基本方針の主な変更内容:

- ① 基本計画に「導入すべき産業の業種の考え方」を記載
- ② 「目標年次」を削除

#### 3 基本計画の見直し

### (1) 現行の基本計画

- 道では、昭和47年に「北海道農村地域産業導入基本計画」を策定し、<u>現行の基本計画(平成30年12月)は、「前文」、「義務的記載事項」、「任意的記載事項」及</u>び「別表」から構成。
- 基本計画では、「導入すべき産業の業種」として、6業種(製造業、道路貨物 運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び農業)を記載。

### (2) 基本計画の変更

国において、基本計画の記載事項の簡素化等が決定されたことを踏まえ、農村産業法の改正と基本方針の変更に即し、基本計画の変更を行うこととする。

# ◎ 基本計画の主な変更内容:

# ① 「導入すべき産業の業種」の削除

法改正により、基本計画で定めるとされていた「導入すべき産業の業種」の規定が削除されたため、「導入すべき産業の業種」と関連する箇所を削除する。

# ② 「導入すべき産業の業種の選定の考え方」の記載

①により、基本計画の「導入すべき産業の業種」が削除されることから、国の 基本方針に即し、市町村が実施計画で導入業種を定める際の基準となる「導入すべき産業の業種の選定の考え方」を記載する。

- 導入すべき産業の業種の選定の考え方
- ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業の均衡ある発展が図られること。
- イ 地域社会との調和が図られること。
- ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。
- エ 地域資源を活用した産業の積極的な導入が促進されるよう配慮すること。
- オ 農業用施設で営まれる農業を業種として選定することも認められること。

### ③ 「目標年次」の削除

国の基本方針において「目標年次」が削除されたことから、道の基本計画においても目標年次を削除する。

- ※ 市町村は、これまでどおり目標年次を定め、実施計画に記載。
- ④ 法改正や基本方針の変更、現行の基本計画策定後の状況変化などを反映した 「項目の再編」及び「語句修正等」

#### 4 今後の予定

令和5年2月 パブコメ等の意見を踏まえ変更案を作成し、国との法定協議 3月 国の同意を得て、変更後の基本計画を公表

※ 令和4年12月~令和5年1月 パブリックコメントを実施済